

要 望 書

難視聴地域における光ファイバ網を活用した放送サービスの導入支援について



【八代市ケーブルテレビ施設】

令和4年11月
熊本県八代市

本市の情報通信関連政策につきまして、かねてより格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本市の中山間地に位置する、坂本町、東陽町、泉町では難視聴対策事業として、市町村合併前の平成16年に旧東陽村、平成17年に旧泉村、旧坂本村でそれぞれケーブルテレビ事業を開始し、各家庭や事業所に地上波テレビと自主制作番組の放送及びインターネットサービスの提供を開始しました。

平成17年8月の市町村合併後は八代市ケーブルテレビ事業として、現在もサービスの提供を継続しておりますが、事業開始から18年が経過し、ケーブルテレビセンター内設備や屋外ケーブルの老朽化が進んでおり、今後もサービスを維持するためにはこれらの更新に多額の費用を要することが見込まれます。

また、当該地域にはNTT西日本に市が補助（単独）をする形で令和元年度から光ファイバ網の整備を進め、令和4年度中に完了する予定となっており、これによって市内全地域で超高速インターネットを利用できる環境が整うこととなります。

そのような環境変化の中、難視聴対策として、災害情報や地域情報を得るための重要な情報インフラであるテレビ放送の提供については、既存ケーブルテレビ施設を今後も自治体が更新しながら運営していくことは過大な負担となることから、光ファイバ網を活用した放送事業者の放送サービス（例：NTT西日本のフレッツ・テレビなど）に移行していくことが、効率的かつ持続的な手法であると考えます。

しかしながら、中山間地等の難視聴地域では、世帯数が少なく、放送事業者としては採算が取れないことから、行政による設備投資や運営費の支援がなければ実現が困難な状況です。

また、テレビを視聴するためには光回線の契約が必要となることから、インターネットを契約していない特に高齢者世帯においては、テレビを視聴するために、現在の八代市ケーブルテレビよりも大幅に利用料金が增加することになります。

つきましては、このような本市の実情を踏まえて、下記事項について特段の御高配を賜りますようお願いいたします。

記

1. 通信事業者による光ファイバ網を活用した新たな難視聴対策を行う場合に必要な施設整備に対する財政支援

中山間地域等の条件不利地域における難視聴対策については、これまで国・県から補助等を受けながら自治体自らが放送設備及び通信回線を整備し、放送事業者として放送サービス(ケーブルテレビ)を提供してきたところです。

一方、通信事業者において光ファイバ網の全国的な整備が進み、本市においても令和4年度中に市内全域の整備が完了予定です。

今後は、これらの通信事業者による光ファイバ網を活用した新たな難視聴対策が進展することから、本対策に必要な施設整備(映像伝送装置構築等)に対する新たな支援制度の創設をお願いいたします。

2. 条件不利地域における難視聴対策として放送事業者が行うテレビ放送の用に供する光回線利用料の減額について

中山間地域等の条件不利地域における難視聴対策として光ファイバ網を活用し、放送事業者が放送サービス(地上放送のみ)を提供する

場合においては、本利用の趣旨に鑑み、利用者の負担軽減のため、光回線利用料の安価なプランを提供する等、通信事業者への働きかけをお願いいたします。

3. 難視聴対策への過疎対策事業債の優先配分について

本市では難視聴対策のため、過疎対策事業債を有効に活用したいと考えていますが、熊本県内においては、市町村の要望額に対して減額調整が行われる頻度が高い状況であります。

令和4年4月には過疎地域が追加されたことで、更に要望額の増加が見込まれることから、過疎地域の持続的発展のため、地方債計画の増額、及び難視聴対策として行う光回線を利用したテレビ放送の導入に対して自治体が負担する経費を特別分（光ファイバ等整備特別分）の対象として追加していただくようお願いいたします。

令和4年11月

八代市長 中村博生